(農林水産省)

		(農林水産省)
制度	名	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
税	目	揮発油税(租法第88条の7)
要 望 の		オ燃料を混合したガソリンの普及促進を図るため、バイオ燃料を混合し リンを製造した場合に、当該混合分に係る揮発油税を免税する制度を 5 する。
内 容		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (▲18,800 百万円)
	農林は	策目的 漁業地域の未利用バイオマスを活用した産業創出とまちづくりを推進 域循環型の自立・分散型エネルギー供給体制の強化、農山漁村地域の活 CO2削減による地球温暖化の防止を図る。
新設		策の必要性
•	域に還	オマスなど農山漁村の未利用資源を活用することは、そのメリットが地 元されることを通じて地域活性化に寄与することが期待される。
拡充	成長戦 発・確	、「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日閣議決定)のうち「グリーン略」及び「農林漁業再生戦略」においては、「バイオマス利用技術の開始、地域のアイオマスで活用した産業の創出とまちづくりの推進」が重
又は	バイ	路として位置づけられている。 オマスについては、関係7府省合同で有識者会議を設置し、本年9月に オマス事業化戦略」を策定する予定であり、本戦略では、「バイオ燃料
延	推進し	の税減免の推進」が掲げられており、地域循環型としての燃料の育成を ていく必要がある。 、エネルギー基本計画(平成 22 年6月閣議決定)においては、LCA
長 を	(ライ や経済 ⁾	フサイクルアセスメント)での十分な温室効果ガス削減効果、安定供給性の確保を前提に、2020年に全国のガソリンの 3%相当以上のバイオ燃入が目標とされているところである。
必 要	の導入	、国産バイオエタノールの製造は北海道や新潟を中心として行われ、そは、ETBE(ガソリンの添加剤)又はE3(バイオエタノール 3%混
<u>ੇ</u> ਰ	規格	して進められている。 こついては、平成 15 年の「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の改 ガソリンへのバイオエタノールの最大 3%の混和が可能となっていた。
9 る	が、平り内でよ	成 24 年 3 月には最大 10%の混和が可能となる改正があり、一定の地域 り多くのバイオエタノールの利用が可能となったところである。
理由	エタノ・	し、バイオエタノールの製造はガソリンと比較して割高であり、バイオールの導入を着実に推進し、地域循環型燃料としての育成を図るためにソリンとの価格差を是正する本措置の延長が不可欠である。

		政策体系 における 政策目的の 位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 3 農村の振興 《政策分野》
今回	合 理性	政策の 達成目標 租税特別措 置の適用又	9 農業・農村における6次産業化の推進 Oエネルギー基本計画 L C A での十分な温室効果ガス削減効果、安定供給や経済性の確保を前提に、2020 年に全国のガソリンの 3%相当以上のバイオ燃料の導入 平成25年4月1日から平成30年3月31日
の要		は延長期間 同上の期間 中の達成 目 標	エネルギー供給構造高度化法に基づき、平成 25 年度 26 万 KL、平成 26 年度 32 万 KL、平成 27 年度 38 万 KL、平成 28 年度 44 万 KL、平成 29 年度 50 万 KL のバイオエタノールを導入。 (単位は原油換算) 本税制措置等を活用し、平成 21 年度から平成 23 年度まで、
望に関		政策目標の 達成状況 要望の	それぞれ 5 万 KL、21 万 KL、21 万 KL のバイオエタノールの導入が図られている。平成 24 年度についても、21 万 KL のバイオエタノールの導入が図られる見込み。(単位は原油換算) 適用件数は約 100 件以上(事業者数は 10 社以上)となる見込
連		措 置 の 適用見込み	み。 ※適用を受ける可能性のある事業者(「揮発油等の品質の確保等に関する法律」において揮発油等特定加工業者として登録されている事業者)は20社程度。 本措置により、バイオエタノール混合ガソリンは、ガソリン
る		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	税が約1.6円/L (バイオエタノール混合割合が3%の場合) 控除され、最終的には消費者の負担が軽減されることとなり、価格競争力の向上を通じて、バイオエタノールの円滑な導入が期待される。
		当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	〇グリーン投資減税(バイオマスエタノール施設) 青色申告書を提出する法人又は個人が、バイオマスエタノール製造設備を取得し、かつ1年以内に事業の用に供した場合に、30%相当額を限度として償却できる特別償却、又は基準取得価額の7%相当額の税額控除(中小企業者等)
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	〇「バイオマス産業都市づくり対策事業」 地域のバイオマスを活用したグリーン産業が創出され、太陽 光、小水力等を組み合わせた地域循環型エネルギーシステムの 構築が見込まれる地域において策定されたバイオマス産業都市 推進計画に基づく施設整備の支援。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	上記の税制・予算措置は、設備費等の事業運転当初の経費低減に資するものであり、本税制措置は、揮発油特定加工業者又は消費者に対し支援を行うため、本税制措置と相まってバイオ燃料の普及を促進するもの。

	要望の措置の 妥 当 性	国産バイオエタノールの製造コスト低減が進んでいるものの、本税制措置を講じなければ、バイオエタノール混合ガソリンは、通常のガソリン価格よりも高い価格で販売せざるを得ない。ガソリンは生活必需品であるため、消費者は高価格のバイオエタノール混合ガソリンよりも低価格の通常ガソリンを選択することが予想される。国産バイオエタノールの円滑な導入を実現させるためには、バイオエタノール混合ガソリンを通常ガソリンと同程度の価格にすることが必要であり、コスト差を低減することに寄与する本税制措置は的確である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	適用件数 適用数量 減収額 で成 22 年度 116 件 (14 社) 約 37.0 万 KL 約 199 億円 平成 23 年度 129 件 (16 社) 約 36.0 万 KL 約 192 億円
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	※数値は経済産業省調べ。 ※試算根拠・・減収額=適用数量×揮発油税(53.8円/L) 本措置により、バイオエタノール混合ガソリン(3%混合の場合)は、揮発油税が最大約 1.6 円/L控除され、最終的には消費者の負担が軽減されることとなり、バイオエタノール混合ガソリンの価格競争力の向上を通じて、バイオ由来燃料の円滑な導入が期待される。
	前回要望時 の達成目標	国産バイオ燃料年間 5 万 KL の生産を目標とする。(原油換算 約3万 KL)
に関連する事項	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理	国産バイオ燃料年間 5 万 KL の生産目標に向け、平成 22 年度で 4.3 万 KL を生産しており、国内におけるバイオ燃料の生産は着実に増加している。
	までの ² 経 緯	平成 20 年度 創設 平成 23 年度 拡充